

no.	旧no.	質問	ページ
＜ 1. サービス事業 ＞			
1-01	1	「多様なサービス」は、いつから提供するのか、またH29年4月に必ず移行しなければならないのか	1
1-02	2	総合事業「住民主体のサービス」の方向性は	1
1-03	3	総合事業は小規模多機能事業所ではどのようなかわりが持てるのか（利用者のサービス内容の変更点など）	1
1-04	4	介護予防デイサービスの取扱いは	1
1-05	5	介護予防訪問サービスが総合事業に移行した場合、利用者負担が増えるのではないのか	1
1-06	6	総合事業と、生活支援コーディネーターとの関係は	1
1-07	7	現在、要介護者と要支援者を合わせてデイサービスを行っているが、今後はどうなるのか	1
1-08	8	現在の通所型・訪問型介護予防給付はどうなるのか	2
1-09	9	現在、介護予防給付サービスと障がい者サービスを併せて利用している者は、どうなるのか	2
1-10	33	現在、介護予防給付サービスと障がい者サービスを併せて利用している方が生活保護を受給中の場合の取扱いは	2
1-11	39	多様なサービスの実施に当たっては、現行相当サービスよりも報酬単位が引下げられることのないよう、適正な単位数を設定して欲しい	2
1-12	40	基本サービスや加算について、算定要件に変更はあるのか	2
1-13	41	サービスの実施に当たり、人員基準や設備基準に変更はないのか	2
1-14	75	通所型介護予防事業を利用する際の手続きはどうなるのか	2
1-15	76	通所型介護予防事業の利用期間および回数はどうなるのか	3
1-16	77	平成29年3月に通所型介護予防事業の利用を終了したかたが、4月以降に事業対象者となった場合、4月から新たに通所型介護予防事業を利用することは可能か	3
1-17	79	総合事業への移行を機に、要支援認定者向けサービスを行わない事業所もあると聞いている。総合事業を行う事業所の一覧表を提供してもらえないか	3
1-18	80	平成29年4月から始まった総合事業について、国保連に費用の請求をする際に使うコード表は何か	3
1-19	81	平成28年度末に介護認定の更新申請を行い、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで要支援認定を受けた者が利用する訪問型・通所型サービスは、総合事業となるのか	3
1-20	82	介護保険料の滞納等により給付制限を受けている利用者について、総合事業を利用する際にも同様の制限を受けるのか	4
1-21		平成29年度中に介護予防訪問介護・通所介護を利用中の要支援者（認定日が平成29年3月31日以前の要支援者）が区分変更により別の要支援認定を受けた場合、区分変更後は総合事業のサービスを利用することになるのか	4
1-22		総合事業の通所型サービスにおいて、現行相当サービスと通所型介護予防事業の併用は可能か	4
1-23		総合事業の通所型サービスと介護予防通所リハビリの併用は可能か	4

no.	旧no.	質問	ページ
< 2. 一般介護予防事業 >			
2-01	36	一般介護予防事業について、第1号被保険者全てを対象者とするとのことだが、運動中心の実施メニューとなるため、ある程度対象者を限定する必要があるのではないか	5
2-02	37	要支援者や事業対象者のケアプランに、一般介護予防事業が含まれた場合、一般介護予防事業を受託する事業者は、サービス担当者会議に出席する必要があるのか	5
2-03	38	通所型介護予防フォローアップ事業について、来年度の実施予定はあるのか	5

no.	旧no.	質問	ページ
＜ 3. ケアマネジメント ＞			
3-01	10	予防給付か総合事業を選ぶのは誰か。ケアプラン作成は誰がするのか。支援者（事業所）を選定するまでの支援は誰が行うのか	6
3-02	11	介護予防ケアマネジメントA～Cそれぞれの報酬は	6
3-03	12	介護予防ケアマネジメント費の改定は介護報酬改定時のみか。保険者が独自改定を行う予定はあるか	6
3-04	13	介護予防ケアマネジメントの委託について、A～C類型により制限を設ける予定はあるか	6
3-05	14	介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所が減少し、ケアマネジメント従事者が不足する場合に備え、市は、どのような対応を予定しているか	6
3-06	15	総合事業への移行前に、介護支援専門員を対象とした介護予防ケアマネジメント研修を実施して欲しい	6
3-07	16	利用者に対し、どのようなサービスを具体的に割り振れば良いのか	6
3-08	17	現在包括から受託している介護予防プランの取扱いはどうなるのか	7
3-09	18	包括支援センターが行っている予防プランの介護報酬はどうなるのか	7
3-10	19	介護予防サービス・支援計画書はどうなるのか	7
3-11	27	介護予防ケアマネジメントの契約と介護予防支援の契約はそれぞれ別になるのか	7
3-12	28	現行の二次予防事業の利用者が総合事業の訪問型・通所型サービスを利用する場合、支援計画が必要となるのか	7
3-13	29	基本チェックリスト該当者としての有効期間はどうか。サービス利用のために作成したケアプランの有効期間はどうか	7
3-14	30	ケアマネジメントの実施方法に関するマニュアルについて、いつ頃完成するのか	7
3-15	34	現行サービスから総合事業に移行する際に実施するケアマネジメントは、初回加算の対象となるか	7
3-16	35	現行サービスから総合事業に移行する際のケアマネジメントは、いつ実施すればよいのか	8
3-17	42	総合事業へ移行するサービスのみ利用している者は、介護認定の更新申請をしなくてもよいのか	8
3-18	43	介護予防・生活支援サービス事業について、事業対象者確認通知書等により利用資格が明らかになるまでの間も、暫定的に利用してよいのか	8
3-19	44	通所型サービスについて、要支援1と2で利用頻度と単位数が異なるが、基本チェックリスト該当者の場合はどうか	8
3-20	45	基本チェックリストの実施について、サービス利用者が市の窓口や居宅介護支援事業所等に相談した際に実施することはできないのか	8

no.	旧no.	質問	ページ
3-21	46	他市町村で基本チェック該当者と判断された者が本市に転入した場合、基本チェックリストを改めて実施する必要はあるのか	8
3-22	47	平成29年4月当初に総合事業へ移行するサービス利用者について、基本チェックリストの実施やケアプランの確定は、いつ行うのか	8
3-23	48	総合事業と介護予防給付の両方を利用する介護予防プランでは、基本チェックリストの作成やサービス担当者会議の実施時期はどうなるのか	9
3-24	49	利用者がサービス利用のため、地域包括支援センター窓口で対応した際に、基本チェックリストの作成やアセスメントを併せて実施してよいか	9
3-25	50	基本チェックリスト該当者の支給限度額は、いくらか	9
3-26	51	介護予防ケアマネジメントによるプランの有効期間について、要支援認定者の場合は認定の有効期間と同じとし、基本チェックリスト該当者の場合も同じとしてよいか	9
3-27	61	C型の通所サービスを実施する場合でもケアプランおよびサービス担当者会議が必要となるのか	9
3-28	62	要支援認定者について、春から秋にかけては福祉用具を利用し、冬は通所型サービスのみ利用する場合、事業対象者として認定を受け直す必要があるのか	9
3-29	63	通所型サービスのみの利用者が、途中でショートステイを利用する必要が生じた場合、介護認定の申請は必要か	9
3-30	64	通所型サービスのみの希望している者が、近い将来、福祉用具やショートステイ利用が必要となる場合、介護認定の申請は必要か	10
3-31	65	基本チェックリスト該当者のサービス支給限度額は要支援1相当とのことだが、アセスメントの結果、要支援2相当のサービス提供が必要と判断された場合はどうか	10
3-32	66	アセスメント実施の際、「興味・関心シート」の記載は必須となるのか	10
3-33	69	現在、秋田市が二次予防事業として実施している「通所型介護予防事業」について、利用期間の終わりが平成29年4月以降となっている場合はどうなるのか	10
3-34	70	過去に介護認定非該当とされた者から、訪問型・通所型サービスの利用申請がなされた場合、介護認定申請を改めて行う必要があるか	10
3-35	71	平成29年4月以降、秋田市の「通所型介護予防事業」のみの利用を希望する方についても、介護認定申請は必要か	11
3-36	72	要支援認定者が、平成29年4月以降、「通所型介護予防事業」を利用する場合、どのような手続きが必要となるのか	11
3-37	73	秋田市のサービスコードには1回当たりの単位数が設定されていないが、プラン通りサービスを利用した場合も、体調不良等で月のサービスの利用実績が少なくなった場合も、同じように月当たりの単位数を請求してよいのか	11
3-38	74	通所型介護予防事業の利用をする場合、サービス担当者会議を開催し、事業所担当者にも出席してもらうものか	11

no.	旧no.	質問	ページ
3-39	84	介護支援専門員1人が持つケアプランの件数は、標準で35件とされているが、介護予防ケアマネジメントは何件として数えたらよいのか	11
3-40	85	介護認定申請と事業対象者認定申請を同時に提出した者は、いずれの認定を受けた場合であっても、総合事業を利用するものとみなしてよいのか	12
3-41	86	総合事業への切替え時期について、平成29年度中に介護認定の更新を行った後になるとのことだが、現在受けている要支援認定期間が長く、介護認定の更新時期が平成30年度中になる場合、総合事業に切替えるのはいつになるのか	12
3-42	87	「介護予防サービス計画および介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」について、総合事業にサービスが移行する場合であっても、要支援認定者の状況に変更がなければ提出不要でよいのか	12

no.	旧no.	質問	ページ
< 4. 事業者指定 >			
4-01	20	既存の介護予防の事業所となる「みなし指定事業所」とは	13
4-02	52	平成29年6月に指定介護予防サービス事業所の更新手続きを行う予定であるが、平成30年3月末日まで総合事業の「みなし指定事業所」であることから、平成29年6月と平成30年4月にそれぞれ更新手続きを行う必要があるのか	13
4-03	78	秋田市民で、市外のデイサービスを利用しているかたがいるが、当該事業所で、総合事業への移行に当たり必要な手続きはあるのか	13

no.	旧no.	質問	ページ
< 5. 定款等 >			
5-01	32	社会福祉法人が定款で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法上の名称で規定している場合、定款を変更する必要があるのか	14
5-02	53	総合事業への移行に伴い、重要事項説明書の変更のほか、運営規程の変更も必要となるのか	14
5-03	54	重要事項説明書や契約書について、変更例は示されるのか	14
5-04	55	総合事業への移行により、運営規程を変更した場合、市に変更届を提出する必要があるのか	14
5-05	56	利用者との再契約について、同意書でもよいのか	14
5-06	83	通所型サービスと福祉用具貸与の利用者について、総合事業への移行後も同様のサービスを利用するのであれば、介護予防ケアマネジメントに係る契約は不要としてよいのか	14

no.	旧no.	質問	ページ
＜ 6. その他(請求等) ＞			
6-01	58	総合事業と介護予防給付の両方を利用する介護予防プランの者が、都合により、1か月間、総合事業のみ利用した場合、介護予防支援費ではなく、介護予防ケアマネジメント費の請求となるのか	15
6-02	59	訪問型・通所型サービスのみを利用する場合と、予防給付を併せて利用する場合では、作成・提出する書類に違いはあるのか	15
6-03	60	基本チェックリスト該当者のケアマネジメント費について、秋田市に請求するとのことだが、どのように請求するのか	15
6-04	67	福祉用具貸与などの予防給付と総合事業のサービス（訪問型・通所型サービス）を合わせて利用する場合、介護予防プランの作成については、予防給付での請求となるのか	15
6-05		新たに要支援認定を受けた方（または事業対象者となった方）が月の途中から総合事業の訪問型・通所型サービスを利用する場合、報酬の請求は日割り計算となるのか	15
6-06		平成29年度中に介護予防訪問介護・通所介護を利用中の要支援者（認定日が平成29年3月31日以前の要支援者）が区分変更により別の要支援認定を受けた場合、報酬の請求はどうか。	16

no.	旧no.	質問	ページ
＜ 7. その他 ＞			
7-01	21	総合事業への移行について利用者へ周知されるような説明文、資料などは準備されているか	17
7-02	22	給付管理や請求業務方法はどうか	17
7-03	23	事業所間での連絡や報告などのため、どのような書類を整備すればよいか分からない	17
7-04	24	秋田市が現在実施している高齢者福祉サービスはどうか	17
7-05	25	他市町村の地域密着型デイサービスを利用している場合は、どうか	17
7-06	26	「高齢者生活管理指導員派遣事業」「高齢者生活管理指導短期宿泊事業」と総合事業との関係はどうか。これらの事業は来年度以降も継続するのか	17
7-07	31	総合事業への移行について利用者に周知する際は、分かりやすい内容にして欲しい	17
7-08	57	介護予防プランの作成を包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託する際の手続きについて、変更があるのか	18
7-09	68	基本チェックリスト該当者の被保険者証について、限度額や有効期間の記載はあるのか	18

no.	旧no.	質問	回答	回答日
< 1. サービス事業 >				
1-01	1	「多様なサービス」は、いつから提供するのか、またH29年4月に必ず移行しなければならないのか	「現行相当サービス」は、平成29年4月から総合事業へ移行する予定です。ただし、平成29年3月末までに要支援認定を受け、かつ平成29年度中に認定の有効期間が終了する要支援者の場合、有効期間中は予防給付として利用し、有効期間終了後に現行相当サービスに移行します。「サービスA型・B型」の実施は、今後検討していきます。「サービスC型」は、現行の通所型・訪問型介護予防事業を移行する形で、平成29年度中の実施を予定しています。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
1-02	2	総合事業「住民主体のサービス」の方向性は	住民主体のサービスについて、国では、ボランティア団体や地縁組織、NPOなどが担うことが想定されていますが、その実施については今後検討していきます。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
1-03	3	総合事業は小規模多機能事業所ではどのようなかわりがあるのか（利用者のサービス内容の変更点など）	介護予防小規模多機能型居宅介護は予防給付のままであり、その利用者が総合事業によるサービスを併用して受けることは想定されていません。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
1-04	4	介護予防デイサービスの取扱いは	現在の介護予防通所介護については、現行相当の通所型サービスへの移行を予定しており、利用者の負担額の変更については想定していません。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
1-05	5	介護予防訪問サービスが総合事業に移行した場合、利用者負担が増えるのではないのか	訪問型サービスの単価については、現行の介護予防訪問介護の額を上限額として設定する予定であることから、利用者負担が増えることはありません。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
1-06	6	総合事業と、生活支援コーディネーターとの関係は	生活支援コーディネーターは、協議体とともにサービス開発や担い手の育成など地域資源の掘り起こしを行うものであり、サービスを提供したり、住民主体の通いの場の運営経費を支援したりする総合事業とは異なります。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
1-07	7	現在、要介護者と要支援者を合わせてデイサービスを行っているが、今後はどうなるのか	現在の介護予防通所介護については、現行の通所介護相当サービスとして、平成29年度も引き続き実施する予定であり、定員等の取扱いについても変更はありません。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会

no.	旧no.	質問	回答	回答日
1-08	8	現在の通所型・訪問型介護予防給付は どうなるのか	現在の介護予防通所介護・訪問介護については、いずれも現行相当サービス として、平成29年度も引き続き実施する予定です。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
1-09	9	現在、介護予防給付サービスと障がい 者サービスを併せて利用している者 は、どうなるのか	総合事業のうち、現行相当サービスについては、現在と同様に、介護保険 サービスを障がい者サービスに優先して利用してください。その他のサービ スについては、内容により判断しますが、サービス内容が同じ場合は、介護 保険サービスを優先してください。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
1-10	33	現在、介護予防給付サービスと障がい 者サービスを併せて利用している方が 生活保護を受給中の場合の取扱いは	総合事業のうち、現行相当サービスについては、生活保護受給の有無にかか わらず、現在と同様に、介護保険サービスを障がい者サービスに優先して利 用してください。その他のサービスについては、内容により判断しますが、 サービス内容が同じ場合は、介護保険サービスを優先してください。	平成28年9月9日 ※説明会後
1-11	39	多様なサービスの実施に当たっては、 現行相当サービスよりも報酬単位が引 下げられることのないよう、適正な単 位数を設定して欲しい	多様なサービスを新たに実施する際は、受託可能な事業所等と調整を行うな どの処置を講じた上で、適正な単位数を設定するよう努めます。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る 説明会後
1-12	40	基本サービスや加算について、算定要 件に変更はあるのか	総合事業への移行に伴う変更はありません。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る 説明会後
1-13	41	サービスの実施に当たり、人員基準や 設備基準に変更はないのか	現行の訪問介護・通所介護と同様のサービスについては、変更ありません。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る 説明会後
1-14	75	通所型介護予防事業を利用する際の手 続きはどうなるのか	これまでの通所型介護予防事業と同様に、地域包括支援センター等を経由 し、市へ利用申請をする必要があります。詳しい流れについては、秋田市 ホームページ上の「通所型介護予防事業の流れについて」をご確認ください 。	平成29年3月31日 ※問合せ

no.	旧no.	質問	回答	回答日
1-15	76	通所型介護予防事業の利用期間および回数はどうなるのか	通所型介護予防事業の標準的なプログラム（運動器の機能向上プログラム）における利用期間および利用回数については、原則3か月・12回まで3か月以内かつ12回以内が原則であり、1の年度につき1コースの利用としております。なお、これは総合事業への移行後についても変更ありません。例えば、平成30年3月～平成30年5月といった、年度をまたいだ利用期間の場合は各年度でそれぞれ1コースを利用した取り扱いとなり、平成30年度中に改めて利用することはできません。	平成29年3月31日 平成29年7月6日 ※問合せ
1-16	77	平成29年3月に通所型介護予防事業の利用を終了した方が、4月以降に事業対象者となった場合、4月から新たに通所型介護予防事業を利用することは可能か	通所型介護予防事業は、介護予防方法の習得と、日常生活での定着・実践を目標としており、事業の終了後、地域や家庭で介護予防の取組を行うことが予定されていることから、事業終了直後に、当該事業の利用を再開することは想定しておりません。ただし事業終了後、年度も改まり、一定期間、少なくとも3か月経過後に、地域包括支援センター等のアセスメント結果や身体状況等の変化により、改めて当該事業への参加が適当であると判断される場合は、再利用1の年度につき1コースの利用が可能です。例えば、平成30年1月から3月までの3か月間、利用した場合であれば、再利用が可能なのは事業終了年度の翌年度である平成30年度以降であり、事業が終了した月（平成30年3月）から3か月を経過した平成30年7月以降になります。年度が変わったからといって平成30年4月から改めて利用を始めることはできません。	平成29年3月31日 平成29年7月6日 ※問合せ
1-17	79	総合事業への移行を機に、要支援認定者向けサービスを行わない事業所もあると聞いている。総合事業を行う事業所の一覧表を提供してもらえないか	事業所一覧の提供について、今後検討します。 秋田市ホームページで一覧を公表しました。	平成29年4月19日 平成29年8月10日 ※問合せ
1-18	80	平成29年4月から始まった総合事業について、国保連に費用の請求をする際に使うコード表は何か	訪問型サービスについて、みなし指定事業所はA1コード、総合事業の指定を新たに受けた事業所はA2コードを使用してください。また、通所型サービスについて、みなし指定事業所はA5コード、総合事業の指定を受けた事業所はA6コードを使用してください。	平成29年4月19日 ※問合せ
1-19	81	平成28年度末に介護認定の更新申請を行い、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで要支援認定を受けた者が利用する訪問型・通所型サービスは、総合事業となるのか	お見込みのとおり。	平成29年4月19日 ※問合せ

no.	旧no.	質問	回答	回答日
1-20	82	介護保険料の滞納等により給付制限を受けている利用者について、総合事業を利用する際にも同様の制限を受けるのか	本市の総合事業のサービスについては、当分の間、給付制限を適用しません。	平成29年4月19日 ※問合せ
1-21		平成29年度中に介護予防訪問介護・通所介護を利用中の要支援者（認定日が平成29年3月31日以前の要支援者）が区分変更により別の要支援認定を受けた場合、区分変更後は総合事業のサービスを利用することになるのか	区分変更の変更日から総合事業のサービスを利用していただくこととなります。	平成29年8月10日 ※問合せ
1-22		総合事業の通所型サービスにおいて、現行相当サービスと通所型介護予防事業の併用は可能か	秋田市においては、総合事業の通所型サービスにおいて現行相当サービスと通所型介護予防事業の併用は想定していません。	平成29年10月27日 ※問合せ
1-23		総合事業の通所型サービスと介護予防通所リハビリの併用は可能か	予防給付における通所介護と通所リハビリテーションの併用は想定されておりません。（参考：18.3.22介護制度改革information Vol.78 平成18年4月改定関係Q & A Vol.1 問12） この趣旨を踏まえ、秋田市においては、総合事業の通所型サービスと介護予防通所リハビリテーションの併用は想定していません。	平成29年10月27日 ※問合せ

no.	旧no.	質問	回答	回答日
< 2. 一般介護予防事業 >				
2-01	36	一般介護予防事業について、第1号被保険者全てを対象者とするとのことだが、運動中心の実施メニューとなるため、ある程度対象者を限定する必要があるのではないか	一般介護予防事業については、事業内容に応じた要件を設定する予定です。	平成29年1月31日 ※介護予防事業公募に係る説明会
2-02	37	要支援者や事業対象者のケアプランに、一般介護予防事業が含まれた場合、一般介護予防事業を受託する事業者は、サービス担当者会議に出席する必要があるのか	サービス担当者会議の出席についてケアプラン担当者より要請があった場合、可能な範囲でご出席くださるようお願いします。	平成29年1月31日 ※介護予防事業公募に係る説明会
2-03	38	通所型介護予防フォローアップ事業について、来年度の実施予定はあるのか	通所型介護予防フォローアップ事業を含む現行の一次予防事業については、総合事業に移行後も一般介護予防事業として、平成29年度も継続して実施する予定です。	平成29年1月31日 ※介護予防事業公募に係る説明会

no.	旧no.	質問	回答	回答日
< 3. ケアマネジメント >				
3-01	10	予防給付か総合事業を選ぶのは誰か。ケアプラン作成は誰がするのか。支援者（事業所）を選定するまでの支援は誰が行うのか	現行の介護予防訪問介護・通所介護は、平成29年4月から総合事業へ移行します。総合事業のみを利用する場合は、地域包括支援センター（または委託を受けた居宅介護支援事業所）が介護予防ケアマネジメントを実施することを予定しています。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
3-02	11	介護予防ケアマネジメントA～Cそれぞれの報酬は	単価について、国で示す430単位、加算については、現行の指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じて算定することを予定しています。なお、秋田市では、平成29年度の移行当初は、ケアマネジメントAのみを実施する予定です。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
3-03	12	介護予防ケアマネジメント費の改定は介護報酬改定時のみか。保険者が独自改定を行う予定はあるか	当分の間、介護報酬改定に応じた改定を予定しており、独自改定の予定はありません。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
3-04	13	介護予防ケアマネジメントの委託について、A～C類型により制限を設ける予定はあるか	ケアマネジメントの類型により、委託の制限を設ける予定はありません。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
3-05	14	介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所が減少し、ケアマネジメント従事者が不足する場合に備え、市は、どのような対応を予定しているか	現行の介護予防支援から大きな変更がないことから、特段の対応を行う予定はありませんが、地域包括支援センターの体制強化については、引き続き検討を行ってまいります。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
3-06	15	総合事業への移行前に、介護支援専門員を対象とした介護予防ケアマネジメント研修を実施して欲しい	介護予防ケアマネジメントが円滑に行われるよう、ケアマネジメントの実施方法をまとめたマニュアル作成などについて検討してまいります。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
3-07	16	利用者に対し、どのようなサービスを具体的に割り振れば良いのか	予防給付から総合事業への移行に際しては、利用者の意向を踏まえ、介護予防ケアマネジメントの中で必要なサービスを判断していただくようお願いいたします。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会

no.	旧no.	質問	回答	回答日
3-08	17	現在包括から受託している介護予防プランの取扱いはどうなるのか	総合事業のみを利用する場合、地域包括支援センター（または委託を受けた居宅介護支援事業所）は、現行の介護予防プランに代わり、介護予防ケアマネジメントを実施することになります。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
3-09	18	包括支援センターが行っている予防プランの介護報酬はどうなるのか	単価について、国で示す430単位、加算については、現行の指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じて算定することを予定しています。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
3-10	19	介護予防サービス・支援計画書はどうなるのか	介護予防ケアマネジメントが円滑に行われるよう、ケアマネジメントの実施方法をまとめたマニュアル作成を検討しておりますので、参考とするようお願いいたします。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
3-11	27	介護予防ケアマネジメントの契約と介護予防支援の契約はそれぞれ別になるのか	介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の契約は、それぞれ契約が必要別契約となります。なお、契約書については、介護予防ケアマネジメントと介護予防支援を合わせた内容のものでも差し支えありません。	平成28年8月19日 平成29年3月31日 ※総合事業説明会
3-12	28	現行の二次予防事業の利用者が総合事業の訪問型・通所型サービスを利用する場合、支援計画が必要となるのか	総合事業へ移行した訪問型・通所型サービスを利用する際は、現行の二次予防事業利用の有無にかかわらず、介護予防ケアマネジメントによるプランの作成が必要となります。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
3-13	29	基本チェックリスト該当者としての有効期間はどうか。サービス利用のために作成したケアプランの有効期間はどうか	基本チェックリスト該当者としての有効期間はありますが、おおむね2年を想定しており、状態に応じた見直しを随時行ってまいります。ケアプランについては、3～6か月のケアプラン終了後に評価を行ってください。	平成28年8月19日 平成29年3月6日 ※総合事業説明会
3-14	30	ケアマネジメントの実施方法に関するマニュアルについて、いつ頃完成するのか	ケアマネジメントの実施方法について、平成28年度末までにマニュアルのような形にまとめ、各地域包括支援センターに提供していく予定です。	平成28年8月19日 平成29年3月6日 ※総合事業説明会
3-15	34	現行サービスから総合事業に移行する際に実施するケアマネジメントは、初回加算の対象となるか	現行サービスから総合事業へ移行するものであり、初回加算の対象外となります。なお、初回加算の対象は、介護予防支援における基準に準じ、新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合（ケアマネジメント終了後2か月以上経過した後に、ケアマネジメントを実施する場合を含む。）や、要介護認定者が要支援又は事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合には限られます。	平成28年9月9日 ※説明会后

no.	旧no.	質問	回答	回答日
3-16	35	現行サービスから総合事業に移行する際のケアマネジメントは、いつ実施すればよいのか	介護予防ケアマネジメントに移行する平成29年4月1日以降としてください。なお、介護予防ケアマネジメントの実施については、介護予防支援におけるケアプラン作成の流れと同じ取扱いとなります。	平成28年9月9日 ※説明会后
3-17	42	総合事業へ移行するサービスのみ利用している者は、介護認定の更新申請をしなくてもよいのか	当該高齢者の状態を把握するため、できる限り介護認定の更新申請をお願いします。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
3-18	43	介護予防・生活支援サービス事業について、事業対象者確認通知書等により利用資格が明らかになるまでの間も、暫定的に利用してよいのか	暫定ケアプランによるサービス利用については、介護予防給付の場合と同様に行っても構いません。ただし、サービス利用者が要介護認定を受けた場合、総合事業としてサービス利用できないため、全額自己負担となることもありますので、ご注意ください。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
3-19	44	通所型サービスについて、要支援1と2で利用頻度と単位数が異なるが、基本チェックリスト該当者の場合はどうなるのか	基本チェックリスト該当者については、特別な理由がない限り、要支援1と同様に取扱ってください。	平成29年3月6日 平成29年3月17日 ※総合事業に係る説明会后
3-20	45	基本チェックリストの実施について、サービス利用者が市の窓口や居宅介護支援事業所等に相談した際に実施することはできないのか	地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所については実施可能です。また、事業対象者が市の窓口に来所した場合は、長寿福祉課でも実施します。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
3-21	46	他市町村で基本チェック該当者と判断された者が本市に転入した場合、基本チェックリストを改めて実施する必要はあるのか	改めて基本チェックリストを実施する必要はありませんが、利用者の同意を得た上で転入前市町村におけるサービス利用状況などを把握し、適切なケアマネジメントを行ってください。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
3-22	47	平成29年4月当初に総合事業へ移行するサービス利用者について、基本チェックリストの実施やケアプランの確定は、いつ行うのか	サービス利用者のケアプラン作成は、サービス利用前に行うことが基本ですが、平成29年4月当初の総合事業の利用については、平成29年4月1日付けで作成するようお願いします。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后

no.	旧no.	質問	回答	回答日
3-23	48	総合事業と介護予防給付の両方を利用する介護予防プランでは、基本チェックリストの作成やサービス担当者会議の実施時期はどうなるのか	総合事業と介護予防給付の両方を利用する介護予防プランについては、今までと同様に、事前に書類作成等を行うようお願いします。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
3-24	49	利用者がサービス利用のため、地域包括支援センター窓口で対応した際に、基本チェックリストの作成やアセスメントを併せて実施してよいか	訪問型・通所型サービスのみを希望する利用者については、総合事業の説明をし、利用者の理解を得た上で、基本チェックリストの作成等を行ってください。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
3-25	50	基本チェックリスト該当者の支給限度額は、いくらか	基本チェックリスト該当者については、特別な理由がない限り、要支援1と同様に取扱ってください。	平成29年3月6日 平成29年3月17日 ※総合事業に係る説明会后
3-26	51	介護予防ケアマネジメントによるプランの有効期間について、要支援認定者の場合は認定の有効期間と同じとし、基本チェックリスト該当者の場合も同じとしてよいか	基本チェックリスト該当者としての認定期間はおおむね2年間を想定しており、ケアプランについては要支援認定者と同様に、3か月を1クールとし、本人の状況に応じて適宜見直しを図ってください。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
3-27	61	C型の通所サービスを実施する場合でもケアプランおよびサービス担当者会議が必要となるのか	平成29年度は介護予防ケアマネジメントAのみ実施するため、ケアプランおよびサービス担当者会議が必要となります。	平成29年3月6日 ※ケアマネジメントマニュアル打合せ後
3-28	62	要支援認定者について、春から秋にかけては福祉用具を利用し、冬は通所型サービスのみ利用する場合、事業対象者として認定を受け直す必要があるのか	サービス利用者については、当該高齢者の状態を把握するため、できる限り介護認定の更新申請をお願いします。	平成29年3月6日 ※ケアマネジメントマニュアル打合せ後
3-29	63	通所型サービスのみ利用者が、途中でショートステイを利用する必要が生じた場合、介護認定の申請は必要か	ショートステイ利用のためには、お見込みのとおり、介護認定の申請が必要となりますが、サービス利用者については、当該高齢者の状態を把握するため、当初から介護認定の更新申請をお願いします。	平成29年3月6日 ※ケアマネジメントマニュアル打合せ後

no.	旧no.	質問	回答	回答日
3-30	64	通所型サービスのみ希望している者が、近い将来、福祉用具やショートステイ利用が必要となる場合、介護認定の申請は必要か	サービス利用者については、サービス利用の当初から、当該高齢者の状態を把握するため、できる限り介護認定の更新申請をお願いします。	平成29年3月6日 ※ケアマネジメントマニュアル打合せ後
3-31	65	基本チェックリスト該当者のサービス支給限度額は要支援1相当とのことだが、アセスメントの結果、要支援2相当のサービス提供が必要と判断された場合はどうか	基本チェックリスト該当者が利用するサービス支給限度額については、要支援1相当が原則ですが、必要性が認められれば、要支援2相当のサービス提供が例外的に可能となります。ただし、利用者が退院直後であり、一定期間、集中的にサービス提供を行うことが自立支援につながる場合などに限定されます。ケアマネジメントの際は、介護認定を受けることなく、基本チェックリストのみで安易にサービス提供を行うことのないよう、慎重に判断してください。にするとともに、要支援2相当のサービスが必要と判断される場合は、介護認定の申請をお願いいたします。	平成29年3月6日 平成29年3月17日 ※ケアマネジメントマニュアル打合せ後
3-32	66	アセスメント実施の際、「興味・関心シート」の記載は必須となるのか	サービス利用者の嗜好や希望を踏まえてマネジメントを行うため、「興味・関心シート」の作成は必要となりますが、サービス利用者の嗜好や希望がケアプランに反映されていることが明らかであれば、シート項目の一部を記載していなくても構いません。	平成29年3月6日 ※ケアマネジメントマニュアル打合せ後
3-33	69	現在、秋田市が二次予防事業として実施している「通所型介護予防事業」について、利用期間の終わりが平成29年4月以降となっている場合はどうなるのか	総合事業へ移行後も、「通所型介護予防事業」の利用期間に変更はありませんが、平成29年4月1日以降のサービス利用については、プランの作成が必要となります。この場合、介護認定非該当となることが明白であることから、介護認定申請を省略し、総合事業対象者の確認申請を速やかに行ってください。なお、基本チェックリストおよび利用者基本情報は、特段の事情がない限り、当該事業利用申請時のもので構いません。また、利用期間途中での廃止届の提出は不要です。	平成29年3月15日 平成29年3月31日 ※問合せ
3-34	70	過去に介護認定非該当とされた者から、訪問型・通所型サービスの利用申請がなされた場合、介護認定申請を改めて行う必要があるか	できる限り介護認定申請を行うこととしますが、介護認定で非該当とされてからおおむね3か月以内の場合は、例外的に、介護認定の申請を省略し、総合事業対象者の確認申請のみ行っても構いません。	平成29年3月15日 ※問合せ

no.	旧no.	質問	回答	回答日
3-35	71	平成29年4月以降、秋田市の「通所型介護予防事業」のみの利用を希望する方についても、介護認定申請は必要か	新規のサービス利用者については、できる限り介護認定申請を行ってください。ただし、設問70の場合の様に、過去の経緯や本人の状態などから、介護保険非該当であることが明白である場合は、例外的に、介護認定の申請を省略し、 <u>地域包括支援センターの了解を得て</u> 、総合事業対象者の確認申請を行っても構いません。	平成29年3月15日 平成29年3月17日 ※問合せ
3-36	72	要支援認定者が、平成29年4月以降、「通所型介護予防事業」を利用する場合、どのような手続きが必要となるのか	訪問型・通所型サービス利用時と同様に、プランの作成等の手続きを行ってください。	平成29年3月15日 ※問合せ
3-37	73	秋田市のサービスコードには1回当たりの単位数が設定されていないが、プラン通りサービスを利用した場合も、体調不良等で月のサービスの利用実績が少なくなった場合も、同じように月当たりの単位数を請求してよいのか	本市では、当面の間、1回当たりの単位数は設定せず、現行の介護予防訪問介護・通所介護と同様、月当たり（日当たり）の単位数のみ設定します。なお、介護予防ケアマネジメントの際は、利用者によく意見交換し、実現可能なサービスを心がけてください。	平成29年3月15日 ※問合せ
3-38	74	通所型介護予防事業の利用をする場合、サービス担当者会議を開催し、事業所担当者にも出席してもらうものか	通所型介護予防事業については「介護予防・生活支援サービス事業」に位置づけられ、ケアプラン作成が必要となります。事業者は、地域包括支援センター等からの要請に応じサービス担当者会議に出席する必要があります。	平成29年3月17日 ※問合せ
3-39	84	介護支援専門員1人が持つケアプランの件数は、標準で35件とされているが、介護予防ケアマネジメントは何件として数えたらよいのか	指定介護予防支援によるケアプランの件数については、従来どおり0.5件となりますが、介護予防ケアマネジメントによるプランの件数については、要支援認定者であるか事業対象者であるかを問わず、件数として数える必要はありません。	平成29年4月19日 ※問合せ

no.	旧no.	質問	回答	回答日
3-40	85	介護認定申請と事業対象者認定申請を同時に提出した者は、いずれの認定を受けた場合であっても、総合事業を利用するものとみなしてよいのか	訪問型・通所型サービスの利用について、要支援認定者であるか事業対象者であるかを問わず、平成29年度中に新たに認定を受けた場合は、総合事業として取り扱ってください。	平成29年4月19日 ※問合せ
3-41	86	総合事業への切替え時期について、平成29年度中に介護認定の更新を行った後になるとのことだが、現在受けている要支援認定期間が長く、介護認定の更新時期が平成30年度中になる場合、総合事業に切替えるのはいつになるのか	平成29年度中に段階的な移行ができない場合については、平成30年4月に一律に総合事業へ移行してください。	平成29年4月19日 ※問合せ
3-42	87	「介護予防サービス計画および介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」について、総合事業にサービスが移行する場合であっても、要支援認定者の状況に変更がなければ提出不要でよいのか	要支援認定者のサービス計画等を作成する地域包括支援センターや居宅介護支援事業者に変更がない限りは、提出不要です。ただし、新規に事業対象者又は要支援認定者となる場合については、提出が必要となりますので、ご注意ください。	平成29年4月19日 ※問合せ

no.	旧no.	質問	回答	回答日
< 4. 事業者指定 >				
4-01	20	既存の介護予防の事業所となる「みなし指定事業所」とは	平成27年3月以前に指定介護予防サービス事業所として指定を受けた事業所は、総合事業移行後も指定を受けたとみなされ、総合事業による訪問型・通所型サービスの提供が可能となります。なお、秋田市では、みなし指定の有効期間は平成30年3月末までとなります。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
4-02	52	平成29年6月に指定介護予防サービス事業所の更新手続きを行う予定であるが、平成30年3月末日まで総合事業の「みなし指定事業所」であることから、平成29年6月と平成30年4月にそれぞれ更新手続きを行う必要があるのか	事業者指定の更新手続きは、事業所の種類ごとにそれぞれ行う必要がありますが、指定介護予防サービス事業所の更新手続きの際に併せて総合事業の指定手続きができるようにすることも検討しております。総合事業の指定手続きについては、 <u>後日改めてお知らせします。</u> 、秋田市ホームページ上でお知らせしています。	平成29年3月6日 平成29年3月31日 ※総合事業に係る説明会後
4-03	78	秋田市民で、市外のデイサービスを利用しているかたがいるが、当該事業所で、総合事業への移行に当たり必要な手続きはあるのか	当該市町村において、みなし指定の対象となっている事業所であれば、秋田市への届出は不要です。みなし指定対象外の事業所については、秋田市への届出が必要となります。届出方法や様式等については、秋田市ホームページ上をご確認ください。	平成29年3月31日 ※問合せ

no.	旧no.	質問	回答	回答日
< 5. 定款等 >				
5-01	32	社会福祉法人が定款で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法上の名称で規定している場合、定款を変更する必要あるのか	定款の詳細については、各所轄官庁にご相談いただくこととなりますが、「老人居宅介護事業等」の定義には、介護保険法に基づく「第1号訪問事業」、「老人デイサービス事業」の定義には「第1号通所事業」が含まれていることから、この従前相当サービスを提供する場合は定款を変更する必要はないものと考えます。	平成30年8月29日
5-02	53	総合事業への移行に伴い、重要事項説明書の変更のほか、運営規程の変更も必要となるのか	お見込みのとおり。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
5-03	54	重要事項説明書や契約書について、変更例は示されるのか	現在作成中であり、後日、秋田市ホームページ上でお知らせします。秋田市ホームページに記載した定款等の記載例を参考にして、変更するようお願いいたします。	平成29年3月6日 平成29年4月19日 ※総合事業に係る説明会后
5-04	55	総合事業への移行により、運営規程を変更した場合、市に変更届を提出する必要があるのか	総合事業への移行に限らず、運営規程を変更した場合は、市の担当窓口へ変更届けを提出するようお願いいたします。なお、みなし指定を受けている事業所については、平成29年4月1日以降に運営規程を変更した場合、従来の指定介護予防訪問（通所）事業所として介護保険課に変更届けを提出するほか、第一号事業者として長寿福祉課にも変更届けを提出する必要がありますので、ご注意ください。	平成29年3月6日 平成29年4月19日 ※総合事業に係る説明会后
5-05	56	利用者との再契約について、同意書でもよいのか	契約当事者の双方が書面に氏名を記入・押印するなど、お互いの契約意思が明らかであれば、契約様式は問いません。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
5-06	83	通所型サービスと福祉用具貸与の利用者について、総合事業への移行後も同様のサービスを利用するのであれば、介護予防ケアマネジメントに係る契約は不要としてよいか	原則として、介護予防支援と介護予防ケアマネジメント両方の契約を締結することが望ましいと考えますが、介護予防ケアマネジメントを行わないのであれば、介護予防ケアマネジメントに係る契約は締結されていなくても問題ありません。	平成29年4月19日 ※問合せ

no.	旧no.	質問	回答	回答日
< 6. その他(請求等) >				
6-01	58	総合事業と介護予防給付の両方を利用する介護予防プランの者が、都合により、1か月間、総合事業のみ利用した場合、介護予防支援費ではなく、介護予防ケアマネジメント費の請求となるのか	総合事業のみ利用した月については、システム処理の都合により、介護予防ケアマネジメント費の請求としてください。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
6-02	59	訪問型・通所型サービスのみを利用する場合と、予防給付を併せて利用する場合では、作成・提出する書類に違いはあるのか	ケアマネジメントについて、訪問型・通所型サービスのみ利用する場合は介護予防ケアマネジメント費として、予防給付を併せて利用する場合は介護予防支援費として請求してください。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
6-03	60	基本チェックリスト該当者のケアマネジメント費について、秋田市に請求することのだが、どのように請求するのか	基本チェックリスト該当者のケアマネジメント費については、要支援認定者と同様に、国保連に請求する予定です。 <del>実施時期については、後日お知らせします。こととしています。</del> 実施時期については、平成29年4月請求分(平成29年5月審査分)からとなります。	平成29年3月6日 平成29年5月11日 ※総合事業に係る説明会后
6-04	67	<u>福祉用具貸与などの予防給付と総合事業のサービス(訪問型・通所型サービス)を合わせて利用する場合、介護予防プランの作成については、予防給付での請求となるのか</u>	サービス利用に係る請求については、それぞれのサービス類型に応じたものとなりますが、 <u>予防給付と総合事業の両方が組み込まれた介護予防プランの作成については、お見込みのとおり予防給付での請求としてください。</u>	平成29年3月6日 平成29年3月15日 平成29年5月11日
6-05		新たに要支援認定を受けた方(または事業対象者となった方)が月の途中から総合事業の訪問型・通所型サービスを利用する場合、報酬の請求は日割り計算となるのか	新たに要支援認定を受けた方(または事業対象者となった方)が総合事業の通所型・訪問型サービス(月額包括報酬単位のもの)を利用する場合、予防給付とは異なり、利用者との契約日から日割り計算のうえ請求をしていただくこととなります。ただし、介護予防ケアマネジメント費については、日割り計算の対象外となりますのでご注意ください。 日割り計算については、以下の国事務連絡を参照してください。 【介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)のI-資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」】 ※本Q&A 3-37も参照してください。	平成29年6月7日

no.	旧no.	質問	回答	回答日
6-06		<p>平成29年度中に介護予防訪問介護・通所介護を利用中の要支援者（認定日が平成29年3月31日以前の要支援者）が区分変更により別の要支援認定を受けた場合、報酬の請求はどうか。</p>	<p>●ヘルパー・デイ 介護予防訪問介護や介護予防通所介護を利用している場合、区分変更の変更日を起算日として日割となります。区分変更前は予防給付、区分変更後は総合事業のサービスとしてそれぞれ日割りで請求して下さい。 なお、区分変更の申請が却下となった場合は、従前の要支援認定の有効期間が継続していますので、全額を予防給付で請求することになります。</p> <p>●ケアマネジメント 日割り計算の対象外となります。 当月分は月末時点での利用サービスの種類（総合事業）に合わせ、介護予防ケアマネジメント費介護予防給付のサービスを利用しているため、介護予防支援費としてとして請求していただくこととなります。 なお、区分変更の申請が却下となった場合は、介護予防支援費として請求していただくこととなります。</p> <p>日割り計算については、以下の国事務連絡を参照してください。 【介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）のⅠ－資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」】 ※本Q&amp;A 1-21も参照してください。 また、ケアマネジメントの取扱いについては、Ⅱ－資料8「介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理票の提出パターン」を参照してください。</p>	<p>平成29年8月10日 平成29年10月27日 ※問合せ</p>

no.	旧no.	質問	回答	回答日
< 7. その他 >				
7-01	21	総合事業への移行について利用者へ周知されるような説明文、資料などは準備されているか	現在検討中です。 総合事業について、「広報あきた 平成29年3月3日号」でお知らせしたほか、周知用リーフレットを各地域包括支援センター等に送付いたしますので、ご活用ください。	平成28年8月19日 平成29年3月6日 ※総合事業説明会
7-02	22	給付管理や請求業務方法はどうか	総合事業への移行後も、現行の給付と同様、要支援者の支払いについては国保連合会の審査支払いを活用することを予定しています。具体的なサービスコードについては、後日お知らせします。秋田市ホームページ上でお知らせしています。	平成28年8月19日 平成29年3月6日 ※総合事業説明会
7-03	23	事業所間での連絡や報告などのため、どのような書類を整備すればよいか分からない	介護予防ケアマネジメントが円滑に行われるよう、ケアマネジメントの実施方法をまとめたマニュアル作成を検討しておりますを作成し、各地域包括支援センターを通じて送付する予定ですので、参考とするようお願いいたします。	平成28年8月19日 平成29年3月6日 ※総合事業説明会
7-04	24	秋田市が現在実施している高齢者福祉サービスはどうか	介護保険制度の改正を踏まえ、随時見直しを行っていく必要があると考えておりますが、取扱いに変更が生じる際は、適宜情報を提供してまいります。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
7-05	25	他市町村の地域密着型デイサービスを利用している場合は、どうか	他市町村で行っているサービスについては、当該市町村にお問い合わせください。	平成28年8月19日 ※総合事業説明会
7-06	26	「高齢者生活管理指導員派遣事業」「高齢者生活管理指導短期宿泊事業」と総合事業との関係はどうか。これらの事業は来年度以降も継続するのか	いずれの事業も秋田市単独事業であり、総合事業とは異なります。 <u>このうち、「高齢者生活管理指導短期宿泊事業」については、平成28年度末で廃止し、新たに、養護者から虐待等を受けた高齢者等が対象となる「要保護高齢者等シェルター事業」を新設します。今後も来年度の秋田市単独事業の取扱いについて現在検討中ですが、介護保険制度の改正を踏まえ、随時見直しを行っていく必要があると考えております。</u>	平成28年8月19日 平成29年3月31日 ※総合事業説明会
7-07	31	総合事業への移行について利用者へ周知する際は、分かりやすい内容にして欲しい	利用者への周知方法について、関係者からの意見も参考にしながら対応を検討してまいります。 総合事業について説明したリーフレットを作成し、各地域包括支援センター等に送付いたしますので、ご活用ください。	平成28年8月19日 平成29年3月6日 ※総合事業説明会

no.	旧no.	質問	回答	回答日
7-08	57	介護予防プランの作成を包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託する際の手続きについて、変更があるのか	変更はありません。ただし、介護予防ケアマネジメントと介護予防支援とは業務内容が異なるので、それぞれ委託の手続きを行ってください。	平成29年3月6日 ※総合事業に係る説明会后
7-09	68	基本チェックリスト該当者の被保険者証について、限度額や有効期間の記載はあるのか	基本チェックリスト該当者として認定される期間はおおむね2年間を想定しており、被保険者証へも記載する予定です。なお、限度額については、記載する予定はありません。	平成29年3月6日 ※ケアマネジメントマニュアル打合せ後